

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（873））
2. 日 時：平成30年4月17日 14時00分～19時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、吉村上席安全審査官、千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、関根技術研究調査官、矢野審査チーム員、竹内技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与、高嶋原子力規制専門員

（検査グループ専門検査部門）

早川上席原子力専門検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他25名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他6名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他7名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他4名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 安全・品質保証室 課長 他5名

中国電力株式会社：電源事業本部（電気設備） 副長 他3名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月12日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち計測制御施設、放射線管理施設等の基本設計方針、設計及び工事に係る品質管理の方法等、非常用発電装置の出力の決定に関する説明書等及び安全避難通路に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【基本設計方針（計測制御施設、放射線管理施設等）関係】

- 移動式モニタリング設備について、技術基準規則第34条第4項への適合要否の考え方を整理して提示すること。
- 技術基準規則第43条第1号に対する基本設計方針について、換気設備のうち主要な系統に限定できる考え方を整理して提示すること。
- 設置変更許可申請書本文の格納容器内のドライウエル内ガス冷却装置について、基本設計方針への記載要否を整理して提示すること。

【設計及び工事に係る品質管理の方法等】

- 品質管理の方法については、別添様式の記載方法等も含めて資料全体を説明すること。
- 様式8については、未設置機器が多数あることを踏まえ、今後の検査方法の考え方を工事計画認可の段階で説明すること。
- 品質保証計画については、修正又は追記の理由について、「適正化」と記載されている箇

所があるが、新基準適合性の観点から妥当性を説明すること。

【安全避難通路関係】

○設置許可段階の設計方針で示されている標識の扱いについて、整理すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工認ヒアリング 年間説明スケジュール表（案）
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 本文 計測制御系統施設の基本設計方針 抜粋資料
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 本文 放射線管理施設の基本設計方針 抜粋資料
- ・ 常用電源設備の健全性に関する説明書
- ・ 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 その他発電用原子炉の附属施設（常用電源設備）変更箇所 抜粋
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 各発電用原子炉施設に共通 安全避難通路
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 各発電用原子炉施設に共通 非常用照明
- ・ 非常用照明に関する説明書に係る補足説明資料